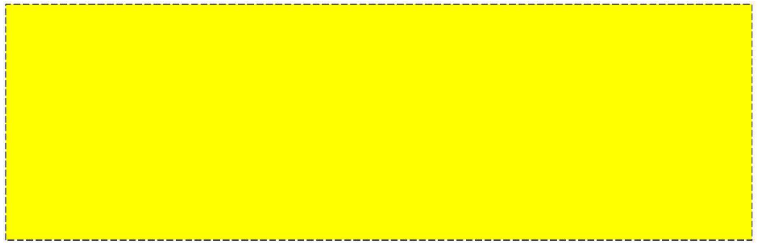
工事一時中止ガイドライン　新旧対照表

頁	現行（平成２９年８月）	改正（令和８年１１月）	主な変更・追加等
表紙	平成２９年８月	令和８年１１月	施行日の変更
目次	7-2　増加費用の事務処理上の取扱い 15 8　専任の主任・監理技術者の専任義務及び現場代理人の常駐義務の緩和 16 8-1　主任技術者及び監理技術者の取扱い 16 8-2　現場代理人の常駐義務の緩和 16 9　工事の一時中止に係る基本フロー 17 10　工事の一時中止に係る様式 18 参考資料 24 広島市建設工事請負契約約款（抜粋） 24	7-2　増加費用の事務処理上の取扱い 15 8　専任の主任・監理技術者の専任義務及び現場代理人の常駐義務の緩和 16 8-1　主任技術者及び監理技術者の取扱い 16 8-2　現場代理人の常駐義務の緩和 16 9　工事の一時中止に係る基本フロー 17 10　工事の一時中止に係る様式 18 参考資料 24 広島市建設工事請負契約約款（抜粋） 24	頁の変更
1	【広島市建設工事請負契約約款　　】 （工事の中止） 第２０条　工事用地等の確保ができない等のため、又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（第２９条において「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工することができないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。 ２　発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。 ３　発注者は、前２項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。	【広島市建設工事請負契約約款（R8.6）】 （工事の中止） 第２０条　工事用地等の確保ができない等のため、又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（第２９条において「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工することができないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。 ２　発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。 ３　発注者は、前２項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。	年版の追記

工事一時中止ガイドライン　新旧対照表

頁	現行（平成２９年８月）	改正（令和８年１１月）	主な変更・追加等
1	【広島市土木工事共通仕様書　　】 1-1-1-14 工事の一時中止 1. 一般事項 発注者は、契約約款第 20 条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-1-44 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。 （1）埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合 （2）関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合 （3）工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合 2. 発注者の中止権 発注者は、受注者が契約図書に違反しまたは監督職員の指示に従わない場合等、発注者が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。 3. 基本計画書の作成 第 1 項及び前項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。	【広島市土木工事共通仕様書（R8.8）】 1-1-1-17 工事の一時中止 1. 一般事項 発注者は、契約約款第 20 条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、1-1-1-46 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。 （1）埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった場合 （2）関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合 （3）工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合 2. 発注者の中止権 発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督職員の指示に従わない場合等、発注者が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができる。 3. 基本計画書の作成 前 1 項及び 2 項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、協議するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。	年版の追記 語句の修正 語句の修正 語句の修正
2	【公共建築工事標準仕様書（建築工事編・機械設備工事編・電気設備工事編）　　】 1.1.9 工事の一時中止に係る事項 次の(1)から(5)までのいずれかに該当し，工事の一時中止が必要となった場合は，直ちにその状況を監督職員に報告する。 (1) 埋蔵文化財調査の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見された場合 (2) 別契約の関連工事の進捗が遅れた場合 (3) 工事の着手後，周辺環境問題等が発生した場合 (4) 第三者又は工事関係者の安全を確保する場合 (5) 暴風，豪雨，洪水，高潮，地震，地すべり，落盤，火災，騒乱，暴動その他の自然的又は人為的な事象で，受注者の責めに帰すことができないものにより，工事目的物等に損害を生じた場合又は工事現場の状態が変動した場合	【公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（R7.5.12）】 1.1.9 工事の一時中止に係る事項 次の (ｱ)から (ｵ)までのいずれかに該当し、工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。 (ｱ) 埋蔵文化財調査の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見された場合 (ｲ) 関連工事等の進捗が遅れた場合 (ｳ) 工事の着手後、周辺環境問題等が発生した場合 (ｴ) 第三者又は工事関係者の安全を確保する場合 (ｵ) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象で、受注者の責めに帰すことができない事由により、工事目的物等に損害を生じた場合又は工事現場の状態が変動した場合	建築・機械設備・電気設備の分離 年版の追記 語句の修正
2		【公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（R7.11.5）】 1.1.9 工事の一時中止に係る事項 (1) 次のいずれかに該当し、工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。 (ｱ) 埋蔵文化財調査の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見された場合 (ｲ) 関連工事等の進捗が遅れた場合 (ｳ) 工事の着手後、周辺環境問題等が発生した場合 (ｴ) 第三者又は工事関係者の安全を確保する場合 (ｵ) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象で、受注者の責めに帰すことができない事由により、工事目的物等に損害を生じた場合又は工事現場の状態が変動した場合	機械設備工事の追記

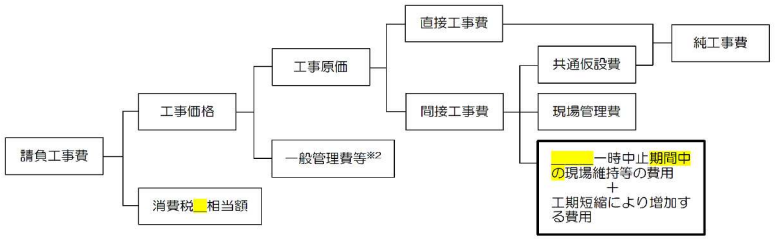
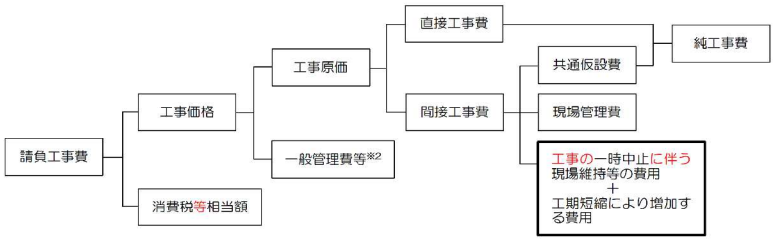
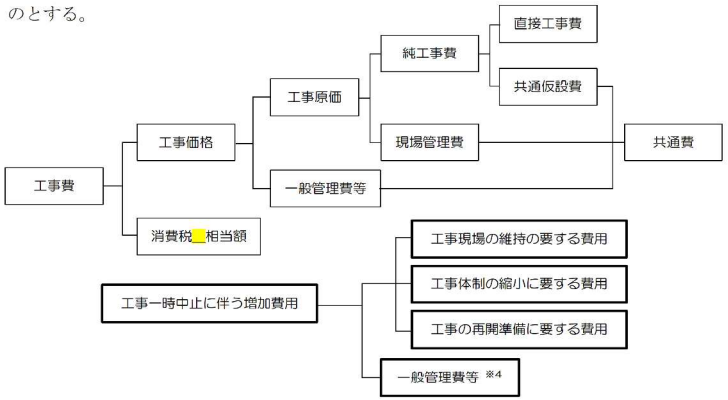
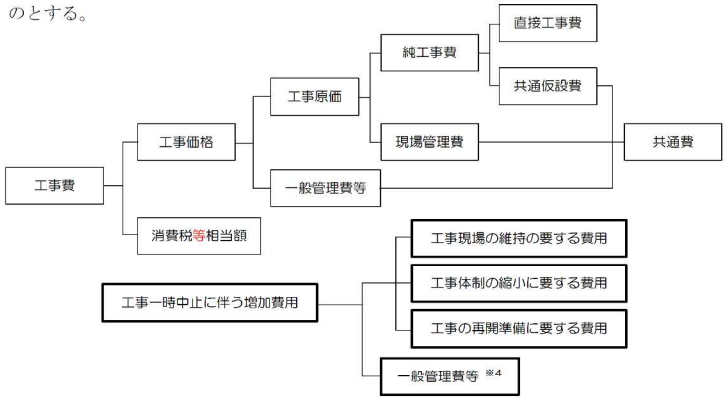
工事一時中止ガイドライン　新旧対照表

頁	現行（平成２９年８月）	改正（令和８年１１月）	主な変更・追加等
2		【公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（R7.5.12）】 1.1.9 工事の一時中止に係る事項 (1) 次のいずれかに該当し、工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。 (ｱ) 埋蔵文化財調査の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見された場合 (ｲ) 関連工事等の進捗が遅れた場合 (ｳ) 工事の着手後、周辺環境問題等が発生した場合 (ｴ) 第三者又は工事関係者の安全を確保する場合 (ｵ) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象で、受注者の責めに帰すことができない事由により、工事目的物等に損害を生じた場合又は工事現場の状態が変動した場合	電気設備工事の追記
3	・警察、河川・鉄道等の管理者等との管理者間協議が終わっていない。 ・関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた。 (2)「自然的若しくは人為的な事象」により工事を施工できないと認められる場合	・警察、河川、鉄道等の管理者等との管理者間協議が終わっていない。 ・関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた。 (2)「自然的又は人為的な事象」により工事を施工できないと認められる場合	語句の修正
3	・埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった。 ・工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった。 ・第三者又は工事関係者の安全を確保するまで、工事の続行が不適当または不可能となった。 2-2　上記 2-1 以外の「発注者が必要であると認めるとき」（契約約款第２０条第２項） ・「発注者が必要であると認めるとき」は、任意に工事を一時中止することができる。	・埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不可能となった。 ・工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった。 ・第三者又は工事関係者の安全を確保するまで、工事の続行が不適当又は不可能となった。 2-2　上記 2-1 以外の「発注者が必要があると認めるとき」（契約約款第２０条第２項） ・「発注者が必要があると認めるとき」は、任意に工事を一時中止することができる。	語句の修正 語句の修正
4	4-1　基本計画書 受注者は、発注者から工事の一時中止の指示があった場合、施工計画書に準じ以下の内容を記載した「一時中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書」（以下、「基本計画書」という。）を発注者に提出し承諾を得るものとする。 基本計画書の作成にあたっては、一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。 また、一時中止した工事現場の管理責任は、原則として受注者に属するものとする。一時中止期間や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合、受注者は変更基本計画書を作成し、発注者に提出し承諾を得るものとする。	4-1　基本計画書 受注者は、発注者から工事の一時中止の指示があった場合、施工計画書に準じ以下の内容を記載した「一時中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書」（以下、「基本計画書」という。）を発注者に提出し協議する。 基本計画書の作成にあたっては、一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。 また、一時中止した工事現場の管理責任は、原則として受注者に属するものとする。一時中止期間や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合、受注者は変更基本計画書を作成し、発注者に提出し協議する。	語句の修正 語句の修正

工事一時中止ガイドライン　新旧対照表

頁	現行（平成２９年８月）	改正（令和８年１１月）	主な変更・追加等
7	6-3-1　増加費用の範囲 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用とする。なお、発注者が工事の一時中止（一部の施工を一時中止したことにより、工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について、受注者から請求があった場合に負担する。 (1)　工事現場の維持に要する費用 1）一時中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等 2）一時中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用 (2)　工事体制の縮小に要する費用 一時中止時点における工事体制から一時中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等 (3)　工事の再開準備に要する費用 工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等 (4)　一時中止により工期延期となる場合の費用 工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用及び仮設諸機材の損料等に要する費用 6-3-2　増加費用の算定 増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持等の費用の見積に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者の協議により決定する。 増加費用の各構成費目は、原則として、一時中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、設計変更で処理する。 一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。	6-3　本工事施工中に一時中止した場合 6-3-1　増加費用の範囲 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用とする。なお、工事の一時中止に伴う増加費用について、受注者から請求があった場合に適用する。 (1)　工事現場の維持に要する費用 1）工事の一時中止に伴い工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は現場常駐の従業員を保持するために必要とされる費用等 2）一時中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用 (2)　工事体制の縮小に要する費用 一時中止時点における工事体制から一時中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等 (3)　工事の再開準備に要する費用 工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者又は現場常駐の従業員の転入に要する費用等 (4)　一時中止により工期延期となる場合の費用 工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用 6-3-2　増加費用の算定 増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持等の費用の見積に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者の協議により決定する。 増加費用の各構成費目は、原則として、一時中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、設計変更で処理する。 一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更を行うものとする。	語句の修正 語句の修正 語句の修正 語句の修正 語句の修正 語句の修正

工事一時中止ガイドライン　新旧対照表

頁	現行（平成２９年８月）	改正（令和８年１１月）	主な変更・追加等
8	⑴　土木工事※１費の構成 一時中止期間中の現場維持等に要する費用を工事原価に含め一般管理費等の対象とする。  ※１　下水道事業に係る電気設備工事及び機械設備工事を含む ※２　一時中止に伴う本支店における増加費用を含む	⑴　土木工事※１費の構成 一時中止期間中の現場維持等に要する費用を工事原価に含め一般管理費等の対象とする。  ※１　下水道事業に係る電気設備工事及び機械設備工事を含む ※２　工事の一時中止に伴う本支店における増加費用を含む	語句の修正 語句の修正
8	⑵　建築工事※３費の構成 一時中止期間中の現場維持等に要する費用は、原契約の請負工事費とは別に計上するものとする。  ※３　建築工事とは、建築工事、電気設備工事及び機械設備工事をいい、昇降機設備工事は電気設備工事あるいは機械設備工事の規定を準用する。 ※４　一時中止に伴う本支店における増加費用を含む	⑵　建築工事※３費の構成 一時中止期間中の現場維持等に要する費用は、原契約の請負工事費とは別に計上するものとする。  ※３　建築工事とは、建築工事、電気設備工事及び機械設備工事をいい、昇降機設備工事は電気設備工事あるいは機械設備工事の規定を準用する。 ※４　工事の一時中止に伴う本支店における増加費用を含む	語句の修正

工事一時中止ガイドライン　新旧対照表

頁	現行（平成２９年８月）	改正（令和８年１１月）	主な変更・追加等
9	◇＿＿＿一時中止期間中の現場維持等の費用（単位円、1,000 円未満切り捨て） Ｇ ＝ ｄｇ × Ｊ ＋ α ｄｇ※3：＿＿＿一時中止に係る現場経費率（単位％ 、少数第４位四捨五入３位止め） Ｊ：対象額（＿＿＿一時中止時点の契約上の＿＿＿＿＿純工事費） （単位円、1,000 円未満切り捨て） α※4：積上げ費用（単位円、1,000 円未満切り捨て） ｄｇ＝Ａ｛（Ｊ／（ａ×Ｊ^{ｂ}＋Ｎ））^{Ｂ}－（Ｊ／（ａ×Ｊ^{ｂ}））^{Ｂ}｝＋（Ｎ×Ｒ×100）／Ｊ Ｎ：＿＿＿一時中止日数＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（日） ただし、部分一時中止の場合は、部分一時中止に伴う工期延期日数 Ｒ：公共工事設計労務単価（土木一般世話役） Ａ・Ｂ・ａ・ｂ：各工種毎に決まる係数 （土木工事標準積算基準書「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について」別表－１参照）	◇工事の一時中止に伴う現場維持等の費用（単位円、1,000 円未満切り捨て） Ｇ ＝ ｄｇ × Ｊ ＋ α ｄｇ※3：工事の一時中止に係る現場経費率（単位％ 、少数第４位四捨五入３位止め） Ｊ※5：対象額（工事の一時中止時点の契約上の現場管理費対象純工事費） （単位円、1,000 円未満切り捨て） α※4：積上げ費用（単位円、1,000 円未満切り捨て） ｄｇ＝Ａ｛（Ｊ／（ａ×Ｊ^{ｂ}＋Ｎ））^{Ｂ}－（Ｊ／（ａ×Ｊ^{ｂ}））^{Ｂ}｝＋（Ｎ×Ｒ×100）／Ｊ Ｎ：工事の一時中止日数（受注者の責めに帰す場合は除く）（日） ただし、部分一時中止の場合は、部分一時中止に伴う工期延長等日数 Ｒ：公共工事設計労務単価（土木一般世話役） Ａ・Ｂ・ａ・ｂ：工種毎に決まる係数 （土木工事標準積算基準書「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算について」別表－１参照）	語句の修正 語句の修正
10	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿		

工事一時中止ガイドライン　新旧対照表

頁	現行（平成２９年８月）	改正（令和８年１１月）	主な変更・追加等
11	③　直接工事費に計上された材料の損料等 元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の一時中止期間に係る損料額及び補修費用 （ｂ）労務費 ①　工事現場の維持等に必要な労務費 一時中止後の労務費は、原則として計上しない。 ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、発注者と受注者の協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用 ②　他職種に転用した場合の労務費差額 工事現場の保安等のために、発注者と受注者の協議により工事現場に常駐させた、トンネル、潜函工などの特殊技能労務者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用 （ｃ）水道光熱電力等料金 工事現場に設置済の施設を工事現場の維持等のため、発注者が指示し、あるいは発注者と受注者の協議により一時中止期間中稼動（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用 （ｄ）機械経費 ①　工事現場に存置する機械の費用 現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用 ◆　工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て・解体費、管理費を含む。） ◆　発注者が工事現場の維持等のため必要があると認め指示した機械の運転費用 （ｅ）仮設費 ①　仮設諸機材の損料 現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の一時中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用 ②　新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用 元設計には計上されていないが、一時中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力・保安要員費を含む。）	③　直接工事費に計上された材料の損料等 元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の一時中止期間に伴う損料額及び補修費用 （ｂ）労務費 ①　工事現場の維持等に必要な労務費 作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しない。 ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用 ②　他職種に転用した場合の労務費差額 工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労務者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用 （ｃ）水道光熱電力等料金 工事現場に設置済の施設を工事現場の維持等のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により工事の一時中止の要因発生後、再開までの間に稼動（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用 （ｄ）機械経費 ①　工事現場に存置する機械の費用 現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用 ◆　工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て、解体費、賃料・損料、管理費を含む。） ◆　発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用 （ｅ）仮設費 ①　仮設諸機材の損料 現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の一時中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用 ②　新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用 元設計には計上されていないが、工事の一時中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む。）	語句の修正 語句の修正 語句の修正 語句の修正 語句の修正 語句の修正

工事一時中止ガイドライン　新旧対照表

頁	現行（平成２９年８月）	改正（令和８年１１月）	主な変更・追加等
12	③　工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用 （ｆ）運搬費 ①　工事現場外への搬出又は工事現場への再投入に要する費用 一時中止時点に現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち、発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用 ②　大型機械類等の現場内運搬 元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が一時中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料及び仮設物等の運搬費用 （ｇ）準備費 別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡片付け、再開準備のために諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用 （ｈ）事業損失防止施設費 仮設費に準じて積算した費用 （ｉ）安全費 ①　既存の安全設備に係る費用 一時中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の一時中止期間に係る損料及び維持補修の費用 ②　新たな工事現場の維持等に要する安全費 元設計には計上されていないが、一時中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）	③　工事の一時中止となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用 （ｆ）運搬費 ①　工事現場外への搬出又は工事現場への再投入に要する費用 工事の一時中止の要因発生時点に現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用 ②　大型機械類等の現場内運搬 元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が一時中止されたために、新たに工事現場内を稼働させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用 （ｇ）準備費 別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の後片付け、再開準備のための諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用 （ｈ）事業損失防止施設費 仮設費に準じて積算した費用 （ｉ）安全費 ①　既存の安全設備に係る費用 工事の一時中止の要因発生以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の工事の一時中止に伴う損料及び維持補修の費用 ②　新たな工事現場の維持等に要する安全費 元設計には計上されていないが、工事の一時中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）	語句の修正 語句の修正 語句の修正 語句の修正 語句の修正 語句の修正

工事一時中止ガイドライン　新旧対照表

頁	現行（平成２９年８月）	改正（令和８年１１月）	主な変更・追加等
13	（ｌ）営繕費 一時中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の一時中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における一時中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用 （ｍ）労務者輸送費 元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において発注者と受注者の協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用 （ｎ）社員等従業員給料手当 一時中止期間中の工事現場の維持等のために、発注者と受注者の協議により定めた次の費用 ①　元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用 ②　一時中止時点に現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用 ③　工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用 ④　工期延期となることにより追加で生じる従業員に支給する給料手当の費用 （ｏ）労務管理費 ①　他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用 一時中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。 ②　解雇・休業手当を払う場合の費用 発注者と受注者の協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用 （ｐ）地代 現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の一時中止期間中の費用 （ｑ）福利厚生費等 現場管理費のうち、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生	（ｌ）営繕費 工事の一時中止の要因発生以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の一時中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における一時中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用 （ｍ）労務者輸送費 元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用 （ｎ）社員等従業員給料手当 工事の一時中止期間中の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用 ①　元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用 ②　工事の一時中止の要因発生時点に現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用 ③　工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用 ④　工事の一時中止となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用 （ｏ）労務管理費 ①　他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用 工事の一時中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。 ②　解雇・休業手当を支払う場合の費用 受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用 （ｐ）地代 現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の一時中止期間の費用 （ｑ）福利厚生費等 現場管理費のうち、現場常駐の従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生	語句の修正 語句の修正 語句の修正 語句の修正 語句の修正 語句の修正 語句の修正

工事一時中止ガイドライン　新旧対照表

頁	現行（平成２９年８月）	改正（令和８年１１月）	主な変更・追加等
14	費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の一時中止期間中の費用 （イ）本支店における増加費用 一時中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用 （ウ）消費税相当額 現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用 **⑵　建築工事における増加費用の積算** 1）工事の一時中止に伴う増加費用の算定は、「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算方法について」（平成 28 年 3 月 14 日付国官技第 346 号）及び「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」（国土交通省官庁営繕部）による。 2）増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用（以下「工事現場の維持等に要する費用」という。）に本支店における増加費用を加算した費用とする。 3）工事現場の維持等に要する費用は、基本計画書に基づき実施した内容について見積を求め、それを参考に積上げ計上する。 4）工事現場の維持等に要する費用として積上げる内容に、仮囲い等の仮設、警備要員など当初の積算時に積上げで算定したものがある場合については、当初積算の方法により積上げ計上する。 5）工事一時中止に係る本支店における増加費用は、設計変更における一般管理費等の算定方法と同様に、工事中止に伴う増加費用（積上げ分）を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。 6）一般管理費等率は、工事原価に工事一時中止に伴う増加費用（積上げ分）を加算した額に対応する一般管理費等率とする。なお、設計変更においても同様とする。 7）契約保証費は補正を行わない。 **⑶　電気設備工事及び機械設備工事における増加費用の積算** 電気設備工事及び機械設備工事については、上記⑵の建築工事に準じるものとする。 なお、下水道事業に係る電気設備工事及び機械設備工事は、上記⑴の土木工事に準じるものとする。	費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の一時中止期間中の費用 （イ）本支店における増加費用 工事の一時中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用 （ウ）消費税相当額 現場及び本支店における増加費用に掛かる消費税に相当する費用 **⑵　建築工事における増加費用の積算** 1）工事の一時中止に伴う増加費用の算定は、「工事の一時中止に伴う増加費用の積算について」（国土交通省官庁営繕部　令和５年５月）及び「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」（国土交通省官庁営繕部　平成 27 年５月）による。 2）工事の一時中止に伴う増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用（以下「中止期間中の現場維持等の費用」という。）に工事の一時中止に伴う本支店における増加費用を加算したものとする。 3）中止期間中の現場維持等の費用は、基本計画書に基づき実施された内容について、受注者から増加費用に係る見積りを求め、それを参考に積み上げ計上する。 4）中止期間中の現場維持等の費用として積み上げる内容に、仮囲い等の仮設、交通誘導警備員等の当初契約の予定価格の作成時に積み上げで算定したものについては、当初契約時の積算の方法により積み上げ計上する。 5）工事の一時中止に伴う本支店における増加費用は、設計変更における一般管理費等の算定方法と同様に、中止期間中の現場維持等の費用を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。 6）一般管理費等率は、工事原価に中止期間中の現場維持等の費用を加算した額に対する一般管理費等率とする。 7）契約保証費にかかる補正を行わない。 **⑶　電気設備工事及び機械設備工事における増加費用の積算** 電気設備工事及び機械設備工事については、上記⑵の建築工事に準じるものとする。 なお、下水道事業に掛かる電気設備工事及び機械設備工事は、上記⑴の土木工事に準じるものとする。	語句の修正 語句の修正 年版の追記 語句の修正 語句の修正 語句の修正 語句の修正 語句の修正
16	※ 大幅な工期延期とは、広島市建設工事請負契約約款（受注者の解除権）第４９条１項⑵を準拠して、「延期期間が当初工期の１０分の５（工期の１０分の５が６月を超えるときは、６月）を超える場合」を目安とする。	※ 大幅な工期延期とは、広島市建設工事請負契約約款（受注者の催告によらない解除権）第５１条１項⑵を準拠して、「延期期間が当初工期の１０分の５（工期の１０分の５が６月を超えるときは、６月）を超える場合」を目安とする。	語句の修正

工事一時中止ガイドライン　新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>現行（平成２９年８月）</th><th>改正（令和８年１１月）</th><th>主な変更・追加等</th></tr>
<tr><td>19</td><td>
様式－１４

広　　第　　号

平成　　年　　月　　日

受注者

（商号又は名称）

（代表者氏名）　　様

広島市長　松　井　　一　　實

（　　）

工事の一時中止について（通知）

平成　　年　　月　　日付けで契約締結した次の工事について、広島市建設工事請負契約約款第２０条の第１項又は第２項の規定により、下記のとおり工事の一時中止を通知します。

<table>
<tr><td>工　事　名</td><td></td></tr>
<tr><td>工 事 場 所</td><td></td></tr>
<tr><td>一時中止対象となる工事の内容及び工事区域</td><td></td></tr>
<tr><td>一時中止期間</td><td>平成　　年　　月　　日　から　平成　　年　　月　　日まで</td></tr>
<tr><td>中　止　理　由</td><td></td></tr>
</table>

29.8 改　A4　5 年保存
</td><td>
様式－１４

広　　第　　号

令和　　年　　月　　日

受注者

（商号又は名称）

（代表者氏名）　　様

広島市長　松　井　　一　　實

（　　）

工事の一時中止について（通知）

令和　　年　　月　　日付けで契約締結した次の工事について、広島市建設工事請負契約約款第２０条の第１項又は第２項の規定により、下記のとおり工事の一時中止を通知します。

<table>
<tr><td>工　事　名</td><td></td></tr>
<tr><td>工 事 場 所</td><td></td></tr>
<tr><td>一時中止対象となる工事の内容及び工事区域</td><td></td></tr>
<tr><td>一時中止期間</td><td>令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日まで</td></tr>
<tr><td>中　止　理　由</td><td></td></tr>
</table>

8.11 改　A4　5 年保存
</td><td>年号の修正

年号の修正

年号の修正

年版の修正</td></tr>
</table>

工事一時中止ガイドライン　新旧対照表

頁	現行（平成２９年８月）	改正（令和８年１１月）	主な変更・追加等
20	様式－１４－１ 広　　第　　号 平成　　年　　月　　日 受注者 （商号又は名称） （代表者氏名）　　様 広島市長　松　井　　一　實 （　　） 工事の一時中止の解除について（通知） 平成　　年　　月　　日付けで契約締結した次の工事について、広島市建設工事請負契約約款第２０条の第１項又は第２項の規定に基づく工事の一時中止を、下記のとおり解除することを通知します。 工　事　名 工事場所 解除理由 29.8改　A4　5年保存	様式－１４－１ 広　　第　　号 令和　　年　　月　　日 受注者 （商号又は名称） （代表者氏名）　　様 広島市長　松　井　　一　實 （　　） 工事の一時中止の解除について（通知） 令和　　年　　月　　日付けで契約締結した次の工事について、広島市建設工事請負契約約款第２０条の第１項又は第２項の規定に基づく工事の一時中止を、下記のとおり解除することを通知します。 工　事　名 工事場所 解除理由 8.11改　A4　5年保存	年号の修正 年号の修正 年版の修正

工事一時中止ガイドライン　新旧対照表

頁	現行（平成２９年８月）	改正（令和８年１１月）	主な変更・追加等
21	参考様式 工事打合簿（様式施－１）で提出 平成　　年　　月　　日 広　　島　　市　　長 受注者　住所、商号又は名称、代表者氏名＿＿＿＿ ㊞ 工事一時中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書について 工事名　　○○○○○○○○工事 平成　　年　　月　　日付けで工事一時中止の通知があった上記工事について、別紙のとおり基本計画書を提出します。	参考様式 工事打合簿（様式施－１）で提出 令和　　年　　月　　日 広　　島　　市　　長 受注者　住所、商号又は名称、代表者氏名、連絡先 工事一時中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書について 工事名　　○○○○○○○○工事 令和　　年　　月　　日付けで工事一時中止の通知があった上記工事について、別紙のとおり基本計画書を提出します。	年号の修正 語句の修正 年号の修正
23	附則 このガイドラインは平成２９年　８月　１日から施行する。	附則 このガイドラインは平成２９年　８月　１日から施行する。 附則 このガイドラインは令和　８年１１月　１日から施行する。	附則の追記
24	参考資料 広島市建設工事請負契約約款＿＿＿＿（抜粋）	参考資料 広島市建設工事請負契約約款（R8.6）（抜粋）	年版の追記

工事一時中止ガイドライン　新旧対照表

頁	現行（平成２９年８月）	改正（令和８年１１月）	主な変更・追加等
26	者が工期変更の請求を受けた日とする。）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 [redacted] （請負代金額の変更方法等） 第２４条　請負代金額の変更方法については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 ２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。 ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 [redacted] ３　この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。 （受注者の[redacted]解除権） 第４９条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 ⑴　第１９条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が３分の２以上減少したとき。 ⑵　第２０条の規定による工事の施工の中止期間が工期の１０分の５（工期の１０分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。 ⑶　発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。 ２　受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。	者が工期変更の請求を受けた日とする。）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 ３　発注者は、第１項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第５９条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第６０条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。 （請負代金額の変更方法等） 第２４条　請負代金額の変更方法については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 ２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。 ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 ３　発注者は、第１項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第５９条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第６０条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。 ４　この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。 （受注者の催告によらない解除権） 第５１条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 ⑴　第１９条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が３分の２以上減少したとき。 ⑵　第２０条の規定による工事の施工の中止期間が工期の１０分の５（工期の１０分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。	約款の変更 約款の変更 約款の変更